

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380151

研究課題名(和文) 信託における「情報の不正利用」～利得吐き出し論の再構築を目指して

研究課題名(英文) Trustee's liability for using information for benefit of himself/herself

研究代表者

三枝 健治 (Saigusa, Kenji)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：80287929

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究が比較法研究の調査により明らかにしたのは、受託者が信託事務を処理する際に取得した「情報」の不正利用により利得を得た場合、信託財産に属する物の不当処分・不正利用の場合と同様、信託法16条の物上代位により、その利得の吐き出しを求めることも妨げられないと解しうること、また、それには「情報=物」と解す必要があるが、情報の公共財としての性格に照らすと、情報にも物と同様の帰属を観念しうる例外的な場合に限ってそれが認められるに止まること、である。

研究成果の概要(英文)：This research concludes, by analyzing the U.S. and U.K. laws, that a tracing, as a proprietary remedy, can be used to disgorge all profits of a trustee if he/she wrongfully used information for himself/herself which he/she knew solely as a trustee, and that because of the nature of information as a public good, treating information as a tangible property, which such a tracing assumes, should be allowed only e.g., when you can recognize specific information to be attributed to the trustee.

研究分野：民法

キーワード：情報 忠実義務 利得の吐き出し 物上代位

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、今日、2006年の信託法改正により事業信託が認められたことで(21条1項3号)、顧客情報、ノウハウ、ライセンス等の信託に関する情報を受託者が自らの利益となるように利用することが現実に問題として生じうようになったことから、そのような場合の受託者の責任を明確にしようと企図されたものである。

この情報の不正利用に伴う受託者の責任を追及するのに、改正信託法は、その法的構成として、(ア)忠実義務違反を理由とする損失補填(40条1項)のほか、(イ)物上代位(16条)及び(ウ)介入権(32条4項)を用意した。しかし、現在、それぞれの法的構成の適用範囲、要件及び効果が十分明確になっているとは言いがたい状況にある。

確かに、受託者は受益者の利益のために信託事務を処理すべき忠実義務(30条)を負っているから、事業信託の過程で知り得た情報を利用して個人的に自ら利益を得ることは許されるべきでないとも考えられる。しかし、他方で、受託者として得た情報の全てを個人として利用することが常にできないとすると、事業信託と同種の事業を営む者は自ら営む事業を犠牲にせざるを得なくなりかねず、そのような物が受託者となることが實際上不可能となってしまう。そこで、こうした両極の考えがあることを踏まえつつ、これをいかに調和させるべきかの検討が必要となる。具体的には、そもそもいかなる場合に情報の不正利用があったと言えるのか、情報の不正利用が認められた場合に受託者が得た利得の全てが吐き出させられるべきなのか、仮に利得の吐き出しが求められるとして、どのような場合にそれがいかなる法律構成の下で実現されるべきなのか、また、実現が可能なのか、その一つ一つの問いに解答を示すことが今日、実務上も理論上も急務となっている。

## 2. 研究の目的

本研究は、信託における利得の吐き出し論の再構築を図る意図の下、信託事務を処理する際に取得した「情報」の不正利用により利得を得た受託者の責任について、信託財産に属する物の不当処分・不正利用(以下、不当処分等)の場合の責任と比較しつつ、その要件、効果及び法的構成を明らかにしようとするものである。この目的の達成のために、本研究は、主に比較法研究の手法を用い、以下の三つの課題に取り組む。

第一は、<基本課題>の解明、すなわち、情報の不正利用の場合に応用される、物の不当処分等の場合に適用されるべき基本枠組みとしての「利得の吐き出し」論を明確にすることである。改正信託法において、利得の吐き出しが(ア)損失補填で否定されたことにより、むしろ(イ)物上代位や(ウ)介入権によりそれを実質的に実現させようとの見解が強まり、どのような法的構成で責任追及をするか次第で利得の吐き出しの効果まで認められるか否かに違いが生じうると指摘されており、(ア)～(ウ)のそれぞれの法的構成の適用範囲の確定とともに、各規範相互の整序が必要となっている。今や、利得の吐き出しが(ア)損失補填では認められないと言うだけでは利得の吐き出し論として十分でなく、(ア)～(ウ)の法的構成の違いを超え、どのような場合にどのような構成でどのような利得の吐き出しが実質的に認められるのか、あるいは認められないかを明らかにすることが必要となっている。

第二は、この<基本課題>の解明を踏まえて、情報の不正利用に特有な<応用課題>を解明することがある。すなわち、物の不当処分等を念頭にした上述の<基本課題>は、情報の不正利用という新しい問題の特質に応じてどのような対応の修正=応用が迫られるのか検証しようというわけである。その際、情報の非排他性や非競合性という当該財の特

性に鑑み、物の不当処分等との関係で、いかに情報の不正利用を限界づけるか、また、事業信託のように、信託業務の遂行中に受託者が後発的に取得した情報も信託財産として物上代位の対象とすることができるのか、さらに、仮にできるとした場合に受託者が情報利用により取得した全ての利得にまで及ぶのか、以上が考察のポイントになる。

第三は、第二の<応用課題>に取り組むにあたり、業務執行の過程において生じる情報の不正利用という点で共通性の高い営業秘密の規律との異同を考察することがある。不正競争防止法は、企業の有する情報の不正利用の責任に関して、物上代位や介入権の規定まで用意しない一方、それが定めた損害賠償において損害の推定規定を置くに止まり（5条）、利得の吐き出しまで求めてはいない。忠実義務を負っている受託者による情報の不正利用について、そのような義務を負っていない者による情報の不正利用と異なる内容の責任と追及の法的構成とすべきか検討が必要となる。これは、情報の不正利用の責任について信託法以外にも考察を広げるという意味で<応用課題>を発展させた<発展課題>と言うべきものであり、<応用課題>は、一方で<基本課題>との対比、他方でこの<発展課題>との対比が迫られる。

結局、以上を踏まえて再述すれば、本研究が目的とするのは、上述の<基本課題><応用課題><発展課題>の三つに取り組むことにより、利得の吐き出し論の新たなあり方を探求しつつ、情報の不正利用という忠実義務違反の新しい類型の受託者の責任について、物の不当処分等の場合との比較を通じて、情報という財の特性に応じたその要件及び効果並びに法的構成を具体的に示すことである。

### 3. 研究の方法

本研究は、以上に示した目的の下、平成26年度から3年間に、ヒアリング調査により

実態を把握したうえ、主に 広範で綿密な文献調査に基づく比較法研究の方法により課題に取り組んだ。

（平成26年度）

#### (1)ヒアリング調査

理論研究を開始するにあたり、情報の不正利用が実際に問題となる事業信託の実像を知るため、信託銀行等の実務家に対して個別にヒアリング調査を実施した。

#### (2)文献資料の収集・整理、分析

信託に関する日本法の文献と英米法の文献を広く収集・整理し、主に、上述した第一の課題、すなわち、<基本課題>の解明に向けて、物の不当処分等の場合における受託者の責任に関して、信託法による責任追及として考えうる法的構成とその各構成の要件及び効果の異同について分析した。

（平成27年度）

#### (1)文献資料の収集・整理、分析

引き続き、関連する資料の収集・整理をし、当該年度は<基本課題>に加え、<応用課題>についても分析を加えた。特に、後者の<応用課題>に関して、信託における情報の不正利用に関して議論を引き起こした英法の Boardman 判決に着目し、同判決を巡って交わされた学説上の議論と、その後の判例法の展開を詳細に整理・分析し、Boardman 判決で見解が分かれた「情報=物」アプローチの有効性と限界を調査した。

#### (2)研究会での中間報告

研究の中間成果を研究会で報告し、今後の考察を深める視点の見直しと、問題点の把握に努めた。

（平成28年度）

#### (1)文献資料の収集・整理、分析

引き続き、関連資料の収集・整理をし、分析を加えた。当該年度は<応用課題>に加え、<発展課題>についても分析を加えた。特に、

情報の財産性に関して、知的財産権を所有権のアナロジーで捉えることの是非や、営業秘密の「財産」性を論じることの是非を巡って展開された議論について、日本法と米法を中心に詳細に調査した。

#### (2) 学術論文公表の準備

信託における情報の不正利用に関する受託者の責任に関して、信託法の定める(ア)損失補填、(イ)物上代位及び(ウ)介入権の各法律構成の適用可能性とその内容を利得の吐き出し論から再構成し、その成果を後掲「5. 主な発表論文等」に掲出した論文の続稿として公表する準備を鋭意進めている。

#### 4. 研究成果

本研究では、まずヒアリング調査により、顧客名簿やノウハウの無断売買や盗用が現に生じていること、不正競争防止法により一定の対応がそれに対して予定されていること、インサイダー防止の観点からチャイニーズウォールをもうけて同一企業内での情報遮断を確保していること等が明らかとなり、情報の不正利用が信託において実際に生じうることを確認した。

次いで、文献調査により、<基本課題><応用課題>及び<発展課題>について、それぞれ次のことが明らかとなった。すなわち、第一に、<基本課題>として、物の不当処分等の場合に利得の吐き出しまで求められるか調査したところ、信託法改正の過程で、物の不当処分等の場合に、忠実義務違反を理由とする損失補填ではそれを求める規定の立法が見送られたが、しかし、その際、物上代位によりそれが実現しうるものが強く意識されていたことが確認された。

第二に、<応用課題>として、情報の不正利用の場合に利得の吐き出しが認められるべきかを調査したところ、物の不当処分等の場合と同様に、物上代位の法律構成を用いて利得の吐き出しまで求めるとなると、「情報 =

物」と解する必要が生じるところ、情報の不正利用に関する受託者の責任について論じた英法の Boardman 判決では、行為の態様にかかわらず常に利得の吐き出しを求めることになり結論の硬直性も考慮された結果、多数意見はそのような見解を否定する一方、少数意見はむしろ受託者の責任を厳格にすることを狙って、これを肯定していたことが明らかとなった。

第三に、<発展課題>として、同じ情報の不正利用と言うべき営業秘密の保護のあり方を調査したところ、米国では、広く共有されるべき情報に対する過剰な規制を懸念し、「情報(営業秘密) = 物」と解してその保護を図ることに反対する見解が圧倒的である一方、Rusckelshaus 合衆国最高裁判決のように、特定の法的効果を情報にも及ぼすための言わば説明概念としてそのような考えをとる立場もあり、後者の立場によれば、「情報 = 物」のレトリックを用いて忠実義務を負う受託者に厳格な責任を課し、利得の吐き出しまで求めることも否定されないことが判明した。

結局、これらの三つの課題の調査から確認しえたのは、情報を不正利用した受託者の責任に関して、物上代位の法律構成により、利得の吐き出しまで求める可能性は排除されないということである。問題は、そのために、果たしていかなる場合に「情報 = 物」と実際に解しうるかであり、本研究は、この点の検討をさらに深め、その結果、公共財としての情報にも、物と同じような「帰属」を觀念することができる例外的な場合に限ってそれが認められるに止まるとの結論に達した。その具体的な判断基準については、当該情報が専ら受託者立場でしか知り得ないものである否か等、一応の試論を提示したものの、本研究では最終的な結論は留保した。以上が本研究の成果である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

三枝健治「論文/約款の変更」、法律時報、査読なし、89巻3号、69~73頁、2017年3月

三枝健治「著書紹介/約款の現代的課題」、アメリカ法、査読なし、2014-2号、359~364頁、2015年05月

三枝健治「論文/錯誤・不実表示」、瀬川信久編著『別冊NBL147号・債権法改正の論点とこれからの検討課題』、査読なし、1~39頁、2014年10月

[学会発表](計1件)

三枝健治「錯誤・不実表示」、日本私法学会/拡大ワークショップ『民法(債権関係)改正の論点と検討課題』、中央大学多摩キャンパス、2014年10月12日

[図書](計2件)

後藤巻則ほか編著『プロセス講義・民法債権1』、信山社、72~84頁(三枝健治「第7章・債務不履行」分担執筆)、2016年11月

『信託の理念と活用』、トラスト未来フォーラム、1~25頁(三枝健治「論文/情報の信託『財産』性についての一考察」執筆)、2015年05月

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

三枝健治 (Saigusa, Kenji)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号: 80287929